

会計不正等に対応した監査基準の検討について

我が国における近時の会計不正事案においては、結果として公認会計士監査が有効に機能しておらず、より実効的な監査手続を求める指摘がある。

本監査部会においては、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、我が国の監査をより実効性のあるものとするとの観点から、会計不正等に対応した監査手続等の検討を行い、公認会計士の行う監査の規範である監査基準等について所要の見直しを行うこととする。

今回の検討は、1年程度を目途に検討することとする。

まず、夏までに3回程度部会を開催し、公認会計士監査の問題点等について幅広く意見を聴取した上で、当部会での検討が必要と考えられる項目を整理していくこととしてはどうか。